

様式第1号（第6条関係）

朝倉市空き家バンク物件登録申請書

年 月 日

朝倉市長

（申請者）住所

氏名

印

朝倉市空き家バンク制度実施要綱の規定を理解し、同要綱第6条第1項の規定により、次のとおり空き家バンクへの登録を申請します。

1 登録しようとする物件

- (1) 所有者
- (2) 所在地
- (3) 物件の概要

2 同意事項

私は、次のことに同意します。

- (1) 登録した空き家の情報の一部（所在地、物件の概要及び写真）について、朝倉市のホームページ、広報紙等で一般に公開されることに同意します。
- (2) 契約交渉に関する全てについて、朝倉市空き家バンク制度実施要綱第3条第2項の規定により、協会が推薦した協力事業者に調査・仲介を依頼することに同意します。
- (3) 空き家の入居希望者及び協力事業者に対して、登録された情報を提供されることに同意します。
- (4) 空き家バンクに登録する物件及び所有者の適正確認に際して、市長又は協力事業者が関係者及び関係機関に照会することに同意します。

3 誓約事項

私は、次のことを誓約します。

- (1) 空き家バンク登録情報調査票の記載内容に偽りはないことを誓約します。
- (2) 空き家の入居希望者との交渉及び契約には誠意をもって臨み、疑義、紛争等については当事者間で解決に当たることを誓約します。
- (3) 空き家の入居希望者との交渉及び契約を通じて得られた情報については、空き家バンクの目的に従って利用し、決して他の目的に利用しないことを誓約します。

(備考)

- (1) 契約成立時に、協力事業者に対して仲介手数料がかかります。仲介手数料は、宅地建物取引業法第46条第1項の規定により国土交通大臣が定める報酬の額の範囲内となります。
- (2) 市は、この申請により登録された情報を空き家バンクの目的以外に利用しません。
- (3) 市は、情報の提供、必要な連絡調整等を行います。登録物件の売買又は賃貸借の契約に関する交渉及び仲介並びにこれらに係る苦情、紛争等については、一切これに関与しません。
- (4) 申請者と物件所有者が異なる場合は、同意書により物件所有者全員の意思確認が必要です。
- (5) 相続登記ができない等の理由で所有者の意思確認ができない場合及び法律の規制その他の理由で売買や賃貸が困難であると判断した場合は、空き家バンクに登録しません。
- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者は、空き家バンクを利用できません。
- (7) 申請書等に虚偽・錯誤により事実と異なる事項があったときその他登録が適当でないと認められたときは、登録を抹消します。
- (8) 市は、所有者、入居希望者、協力事業者及び第三者の故意若しくは過失によって生じた損害、登録物件の瑕疵によって生じた損害については、その責を負わないものとします。